

静岡県告示第363号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月7日

静岡県知事 鈴木康友

改正前			改正後		
1 (略)			1 (略)		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地
(略)			(略)		
スルガ銀行株 式会社	(略)		スルガ銀行株 式会社	(略)	
	熱海支店	(略)		熱海支店	(略)
	<u>御殿場駅支店</u>	<u>御殿場市新橋 2034番地の2</u>		<u>御殿場東支店</u>	<u>御殿場市東田 中1丁目4番 6号</u>
	伊豆長岡支店	(略)		伊豆長岡支店	(略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年5月12日から施行する。